

事 務 連 絡  
平成23年3月22日

各 都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る  
利用者負担額軽減制度事業の実施について

日頃より、介護保険制度の円滑な運営に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、軽減対象の拡大（平成23年度から生活保護受給者の個室の居住費（ショートステイの滞在費を含む。）に係る利用者負担額について本事業の対象経費に含めることとする）の実施要綱の一部改正案を本年2月22日に開催された全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議においてお示ししたところです。

この実施要綱の改正については、予算成立後、速やかに通知し、平成23年4月1日から適用する予定としていますが、今後の円滑な事務・事業運営に資するため、Q&A等の別添資料を作成いたしましたので、御了知の上、管内市町村及び管内社会福祉法人等に対して周知方よろしく申し上げます。

（別添1）新旧対照表（※全国担当者会議時のものから変更ありません）

（別添2）社会福祉法人等利用者負担軽減確認証例（生保受給者用）

（別添3）今回の見直しに関するQ&A

**【照会先】**

老健局介護保険計画課 財政第一係  
企画法令係  
（直通）03-3595-2890  
（代表）03-5253-1111（内線）2264  
（内線）2164